感推第513号 障第1024号 令和6年11月6日

各障害者支援施設の施設長 各指定共同生活援助事業所の管理者 様 各福祉型障害児入所施設の施設長

岐阜県健康福祉部

感染症対策推進課長

障害福祉課長

障害者支援施設等への対応を行う第二種協定指定医療機関について(通知)

日頃は、県障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度主務省令改正に伴い、岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第40条第3項等において、障害者支援施設、共同生活援助事業所及び福祉型障害児入所施設(以下、「障害者支援施設等」という。)は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症(※)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。」、また「協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。」と規定したところです。

このことに関し、このたび、県が指定した第二種協定指定医療機関及びこのうち障害者支援施設等への対応を行う旨を協定で規定している医療機関をとりまとめましたので、参考にしていただき、新興感染症が発生した場合の対応について検討を進めていただきますようお願いします。

(※)新興感染症:感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を指します。

令和5年5月に五類感染症となった新型コロナウイルス感染症を 含め、現在新興感染症に該当する感染症はありません。

感染症対策推進課 医療機関支援係			
係長	広江	担当	大塚
電話	058-272-1111 (内 3344, 3345)		
障害福祉課 事業所指導係			
係長	若原	担当	加藤・高田
			・島田
内線	058-272-1111 (内 3490)		